

## ○図書館法

### 第二章 公立図書館

#### (設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

#### (図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## ○小平市立図書館条例

#### (目的)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、小平市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (図書館協議会)

第9条 法第14条第1項の規定により、小平市中央図書館に小平市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから委員会が任命する。

3 委員の定数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

## ○小平市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市立図書館条例（平成12年条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(図書館協議会)

第13条 条例第9条第1項の小平市図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育の関係者 3人以内
- (2) 社会教育の関係者 4人以内
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 1人以内
- (4) 学識経験のある者 7人以内

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第14条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。

5 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

6 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、小平市中央図書館において処理する。